

田野町老朽建築物除却事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、田野町各事業補助金交付規則（平成25年規則第9号）に基づき、田野町老朽建築物除却事業費補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、倒壊や火災等により周囲の住民に被害を及ぼすおそれのある危険な老朽建築物の除却工事に係る費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地域における住環境の整備改善を促進することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「老朽建築物」とは、大地震等により倒壊等のおそれがある建築物（戸建住宅、共同住宅及び長屋等）をいう。
- (2)「居住用老朽建築物」とは、居住の用に供する建築物（ひとつの世帯が独立して生活を営むことができるように建築又は改造され、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がないもの）をいい、「その他の老朽建築物」とは、店舗、作業所、事務所、倉庫等の用に供する建築物をいう。
- (3)「老朽建築物除却」とは、当該地域に存する老朽建築物を解体及び除却する工事。（以下「除却工事」）をいう。

(補助対象)

第4条 この要綱による補助の対象となる老朽建築物は、次に掲げる要件全てを満たすものとする。ただし、町長が特に認める場合は、この限りでない。

- (1) 前条第1項及び第2項に掲げる老朽建築物に該当すること。
 - (2) 町の現場調査等により、別表第1に掲げる、測定基準表1「木造の住宅等の老朽度の測定基準」、測定基準表2「鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準」、測定基準表3「コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準」のいずれか該当する測定による評点が100点以上になるものであること。
 - (3) 申請者は、田野町内に所在する老朽建築物の所有者であること。ただし、当該所有者と親子関係にある者等、町長が特に必要と認めた者についてはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には補助の対象としない。
- (1) 町税等を滞納している者。
 - (2) 別表第2に掲げるいずれかに該当する者。

(補助対象費用)

第5条 この要綱による補助の対象となる費用は、老朽建築物の所有者等が実施するその住宅の除却工事に係る費用（「除却費」という。）とする。

(補助金の交付額)

第6条 補助金の交付額は、別表第3のとおりとする。

(補助金の交付の内定申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は老朽建築物除却事業費補助金交付内定申請書(別記第1号様式。以下「内定申請」という。)に別表第4に掲げる書類を添付して町長に申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、現地調査を行い内定の可否を判断し、内定した場合は補助金の交付内定額を決定するとともに、決定内容を老朽建築物除却事業費補助金交付内定決定通知書(別記第2-1号様式)により内定申請者に通知し、内定しない場合は老朽建築物除却事業費補助金交付内定不決定通知書(別記第2-2号様式)により内定申請者に通知するものとする。

3 町長は、この要綱による補助金の交付に際して、別紙1の条件を付すものとする。

(内定決定通知受領後の当該事業実施計画書の提出)

第8条 前条第2項による内定の決定を受けた者(以下「補助内定者」という。)は、速やかに老朽建築物除却事業実施計画書(別記第3号様式)を田野町が指定する期日までに町長に提出し、当該事業申請にかかる意志を表明しなければならない。期日までに提出がない者については、次条第1項の老朽建築物除却事業費補助金変更等申請書(別記第4号様式)による申請がない場合は、中止したものとみなし、補助金を交付しないものとする。やむを得ない事情等により期日までに提出ができない場合は、その旨が確認できた時点から遅滞なく、町長に報告をしなければならないものとする。

(申請内容等の変更等)

第9条 補助内定者は、申請にあたり、第7条第1項の内定申請書の内容等を変更し、又は中止しようとするときは、老朽建築物除却事業費補助金変更等申請書(別記第4号様式)に、別表第4に掲げる添付書類を添えて、老朽建築物の除却工事に着手するまでに町長に申請し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、補助内定者に老朽建築物除却事業費補助金変更等承認可否決定通知書(別記第5号様式)により通知しなければならない。

(完了報告書の提出)

第10条 補助内定者は、老朽建築物の除却工事が完了したときは、老朽建築物除却事業費補助金完了報告書(別記第6号様式)に、別表第4に掲げる添付書類を添えて、速やかに町長に提出しなければならない。

2 補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を除却工事実施業者(以下「実施業者」という。)に委任する場合は、前項の実績報告書に補助事業完了証明書(別記第6号の2様式)を添付しなければならない。

3 町長は、前項に完了報告書が提出されたときは、老朽建築物の除却工事が完了したことを確認するものとする。この場合において、町長は、確認のために必要があると認めるときは、補助内定者に対

して報告及び資料の提出を求めることができる。

- 4 補助内定者は、前項の規定による求めがあったときは、速やかに応じなければならない。

(補助金の交付申請)

第11条 補助内定者は、老朽建築物の除却工事が完了したときは、老朽建築物除却事業費補助金交付申請書(別記第7号様式)により、町長に申請しなければならない。

- 2 補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を実施業者に委任する場合は、第1項の補助金交付申請書に補助利用についての確認者(別記第7号の2様式)を添付しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による申請があったときは、第7条第2項の規定による内定の決定の内容又は第9条第2項の規定による承認の内容との適合について審査し、補助の可否及び補助する場合は補助金の交付額を決定するとともに、決定内容を老朽建築物除却事業費補助金交付可否決定通知書(別記第8号様式)により、補助内定者に通知するものとする。

- 4 町長は、前項の決定に際しては、別紙2の条件を付するものとする。

(補助金の請求)

第12条 前条第2項の規定による通知を受けた補助内定者(以下「補助対象者」という。)は、速やかに老朽建築物除却事業費補助金請求書(別紙第9号様式)を町長に提出しなければならない。

- 2 補助金申請者が、前項の補助金交付の請求をするにあたり、その請求及び受領を実施業者に委任する場合は、補助金交付請求書に、請求及び受領委任状(別記第9の2号様式)を添付しなければならない。

- 3 町長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助対象者に補助金を交付するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるものを除くほか、田野町老朽建築物除却事業費補助金交付要綱に必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月10日から施行する。

この要綱は、平成27年7月9日から施行する。

この要綱は、平成27年12月25日から施行する。

この要綱は、平成28年2月17日から施行する。

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

この要綱は、令和2年6月1日から施行する。

別紙1（第7条関係）

補助内定条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付を内定するものとする。

第1 承認事項

補助対象者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ町長の承認を得なければならない。

- (1) 事業（老朽建築物の除却工事をいう。以下同じ。）に要する費用の配分を変更しようとするとき。
- (2) 事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 事業を中止、又は廃止しようとするとき。

第2 事故報告等

補助内定者は、事業の遂行が困難となった場合は、速やかにその理由及び遂行の見通し等を書面により町長に報告し、その指示を受けなければならない。

第3 近況報告

町長は、補助事業の円滑な適正な執行を図るため必要があるときは、補助内定者に対して補助事業の遂行の状況に関し報告を求めることができる。

第4 完了報告書

- 1 補助内定者は、事業が完了したとき、完了報告書を町長に提出しなければならない。
- 2 町長は、前項の規定による完了報告書を受けた場合において必要と認めるときは、補助内定者に報告及び資料の提出を求めることができる。

第5 内定の取り消し

町長は、補助内定者が次の各号のいずれかに該当したときは、内定に係る決定の全部または一部を取り消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により内定を受けたとき。
- (2) 内定に係る決定の内容またはこれに付した条件その他法令若しくはこの決定に基づく命令に違反したとき。
- (3) 実施した事業の内容が、田野町老朽建築物除却事業費補助金交付要綱の趣旨に適合しないと町長が認めたとき。

第6 その他

町長は、補助金の交付額は予算の範囲内とするため、当該予算の範囲を超えた場合等において内定に係る決定又は取消しを行う場合がある。

別紙2（第11条関係）

補助条件

この補助金は、次に掲げる事項を条件として交付するものとする。

第1 決定の取消し

町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取消すことがある。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令若しくはこの交付決定に基づく命令に違反したとき。

第2 補助金の返還

- 1 町長は、第1の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
- 2 町長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

第3 違約加算金及び延滞金

- 1 第1の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部が取消され、第2の規定によりその返還を命じられたときは、補助対象者は、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 2 第2の規定により補助金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助対象者は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

第4 違約加算金の計算

- 1 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における第3の1の規定の適用については、返還を命じられた額に相当する補助金は、最後の受領日に受領したものとし、当該返還を命じられた額に達するまで順次遡り、それぞれの受領日において受領したものとする。
- 2 第3の1の規定により違約加算金の納付を命じられた場合において、納付した金額が返還を命じられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じられた補助金の額に充てるものとする。

第5 延滞金の計算

第3の2の規定により延滞金の納付を命じられた場合において、返還を命じられた補助金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

第6 関係書類の作成保管

補助対象者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなくてはならない。

別表第1（第4条関係）

測定基準表1 木造住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 構造耐力上必要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
		②外壁※	外壁の構造が粗悪なもの※	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、土台、柱又は梁	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、梁が腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又は梁の腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
		④外壁※	イ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地が露出しているもの※	15	
			ロ 外壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの※	25	
			⑤屋根	イ 屋根葺き材料の一部に剥落又はずれがあり、雨漏りのあるもの	
		ロ 屋根葺き材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、垂木等が腐朽したもの又は軒のたれ下がったもの		25	
		ハ 屋根が著しく変形したもの		50	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁	
ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20				
⑦屋根	屋根が可燃性材料で葺かれているもの			10	
4	排水設備	⑧雨水	雨樋がないもの	10	10
				合計	点

備考) 一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、建築物内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表 2 鉄筋コンクリート造の住宅等の老朽度の測定基準

評価区分		評価項目	評価内容	評価点	最高評価点
1	構造一般の程度	①基礎	基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	55
		②外壁※	外壁の構造が粗悪なもの※	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を必要とするもの	15	100
			ロ 変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			ハ 変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			ニ 変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁※	イ 外壁の仕上材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの※	15	
			ロ 外壁の仕上げ材量が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
			ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25	
		3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	
ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30				
				合計	点

備考) 一の評価項目につき該当評価内容が2又は3ある場合においては、当該評価項目についての評価点は、該当評価内容に応ずる各評価点のうち最も高い評価点とする。

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、建築物内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

測定基準表3 コンクリートブロック造等の住宅等の老朽度の測定基準

評定区分		評定項目	評定内容	評点	最高評点
1	構造一般の程度	①基礎	イ 耐力壁の基礎がコンクリートブロック造ではないもの	10	55
			ロ 耐力壁の基礎が一体の鉄筋コンクリート造又はコンクリートブロック造でないもの	15	
			ハ 基礎が建物の地盤の状況に対応して適当な構造でないもの	30	
		②外壁※	外壁の構造が粗悪なもの(※)	25	
2	構造の腐朽又は破損の程度	③基礎、柱、はり又は耐力壁	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの、漏水があるもの等小修理を要するもの	15	100
			ロ 変形又は不動沈下があるもの、さび汁が目立つもの、コンクリートの剥離があるもの等中規模の修理を要するもの	20	
			ハ 変形又は不動沈下が大きいもの、鉄筋が露出しさびがあるもの、コンクリートの剥離が多くあるもの等大修理を要するもの	40	
			ニ 変形又は不動沈下が著しく崩壊の危険のあるもの	80	
		④外壁※	イ 外壁の仕上げ材料に浮きがあり剥離の恐れのあるもの※	15	
			ロ 外壁の仕上げ材料が剥離し危害を生ずるおそれのあるもの	25	
		⑤屋根(ただし、小屋組が木造の場合にあっては、別表1の測定基準及び評定を適用するものとする。)	イ 構造耐力上支障のあるひび割れがあるもの又は防水材料の劣化、屋上部分の破損等により雨もりのあるもの	10	
			ロ たわみ若しくは変形があるもの、さび汁が目立つもの又はコンクリートの剥離があるもの	15	
ハ たわみ若しくは変形が大きいもの又は鉄筋が露出しさびがあるもの	25				
3	防火上又は避難上の構造の程度	⑥外壁、開口部等	イ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が不備であるため防火上支障があるもの	15	30
			ロ 外壁若しくは屋根の構造又は開口部の防火設備が著しく不備であるため防火上危険があるもの	30	
				合計	点

備考) 一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

※ 界壁の構造や仕上げ材の状況は、建築物内部に立ち入らないと判定できないため、対象としない。

別表第2（第4条関係）

- 1) 暴力団（田野町暴力団排除条例（平成23年条例第1号。以下、「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は、暴力団員等（暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2) 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3) その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

別表第3（第6条関係）

事業区分	補助率
<p>田野町老朽建築物 除却事業</p>	<p>1、田野町避難用道路計画に基づく避難ルート（別紙3）において、対策優先道路及び連絡道路沿いに存在し、地震発生時に道路閉塞が予想される老朽家屋については、除却工事費用の全額として、町の予算内の範囲で交付する。</p> <p>2、上記1以外の場合、次のとおりとする。</p> <p>（1）「居住用の老朽建築物」の場合は、1坪あたり30,000円で算出した額、又は、除却工事見積金額に10分の8を乗じて得た額のいずれか少額のものとし、1棟につき100万円を限度額として、町の予算内の範囲内で交付する。</p> <p>（2）「その他の老朽建築物」の場合は、1坪あたり20,000円で算出した額、又は、除却工事見積金額に10分の6を乗じて得た額のいずれか少額のものとし、1棟につき100万円を限度額として、町の予算内の範囲内で交付する。</p> <p>（3）上記算出した補助金額については、1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。</p>

別表第4（第7条、第9条、第10条関係）

申請書の種類	添付書類の種類
老朽建築物除却事業費補助金交付内定申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却場所の敷地の中で、除却する建物のみを示した図面 ・ 除却工事見積書（写）※内訳明細書付き ・ 除却工事前写真 ・ その他町長が必要と認めるもの
老朽建築物除却事業費補助金変更等申請書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請内容の変更等を示す図書及び書類 ・ 変更後の除却工事見積書（写）
老朽建築物除却事業費補助金完了報告書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 除却工事契約書（写） （契約者名、契約金額が記載されたもの） ・ 請求書（写）※内訳明細書付き ・ 除却工事領収書（写） ・ 除却工事完了後写真 ・ 産業廃棄物管理票（マニフェスト（E）） ・ その他町長が必要と認めるもの